2018年2月21日

「健康経営優良法人 2018 (大規模法人部門)」の認定について

千葉銀行(頭取 佐久間 英利)は、2018年2月20日(火)、経済産業省及び日本健康会議*が実施する「健康経営優良法人認定制度」において、「健康経営優良法人2018(大規模法人部門)」に認定されました。

この「健康経営優良法人認定制度」は、健康経営に取り組む優良な法人を「見える化」することで、従業員や求職者、関係企業などから「従業員の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に取り組んでいる法人」として社会的に評価を受けることができる環境を整備することを目的として昨年度より創設されました。

当行は、経済産業省が実施する「健康経営度調査」において所定の基準を満たしたことから、 この度、優良な健康経営を実践している企業として、昨年に続いて2回目の「健康経営優良法人」 の認定を受けました。

当行では、今後も引き続き従業員の健康保持・増進やワーク・ライフ・バランスの実現に向け、健康保持・増進を目的とした施策の拡充や啓蒙活動を進めてまいります。

※日本健康会議とは、少子高齢化が急速に進展する日本において、国民一人ひとりの健康寿命延伸と適正な医療について、民間組織が連携し行政の全面的な支援のもと実効的な活動を行うために組織された活動体です。経済団体、医療団体、保険者などの民間組織や自治体が連携し、職場、地域で具体的な対応策を実現していくことを目的としています。

以上



健康経営優良法人について

(1) 概要

- ○これまで上場企業を対象とした「健康経営銘柄」**が実施されていたが、昨年度より日本健康会議と共同で、保険者と連携して優良な健康経営を実践している法人を「健康経営優良法人」として認定・公表する制度を創設した。
- ○経済産業省が実施する「健康経営度調査」に回答し、設定された認定基準に適合した企業が 認定される。

.....

※健康経営銘柄について

東京証券取引所に上場する企業の中から「健康経営」に優れた企業を選定し、長期的な視点からの企業価値向上を重視する投資家にとって魅力ある企業として紹介している。原則 1 業種 1 社が選定され、企業による「健康経営」の取組みを促進することを目指している。なお、「健康経営」とは、従業員の健康保持・増進の取組みが、将来的に収益性等を高める投資であるとの考えのもと、健康管理を経営的視点から考え、戦略的に実践することを指す。

(2) 認定要件

健康経営優良法人2018(大規模法人部門)の認定基準

認定要件①:健康経営度調査の結果が、回答法人全体の

大項目	中項目	小項目	1) グルルに全年 上位50%以内であること 評価項目	認定要件②
1. 経営	理念(経営者の自覚)		健康宣言の社内外への発信(アニュアルレポートや統合報告書等での発信)	必須
~ ¢¤¢#	体制	経営層の体制	健康づくり責任者が役員以上	必須
2. 組織		保険者との連携	健保等保険者と連携	
3. 制度・施策実行	従業員の健康課題の 把握と必要な 対策の検討	健康課題の把握	①定期健診受診率(実質100%)	左記①〜⑮の うち12項目以 上
			②受診勧奨の取り組み	
			③50人未満の事業場におけるストレスチェックの実施	
		対策の検討	④健康増進・過重労働防止に向けた具体的目標(計画)の設定	
	健康経営の実践に向けた基礎的な土台づくりと ワークエンゲイジメント	ヘルスリテラシーの向上	⑤管理職又は一般社員に対する教育機会の設定	
		ワークライフバランスの推進	⑥適切な働き方実現に向けた取り組み	
		職場の活性化	⑦コミュニケーションの促進に向けた取り組み	
		病気の治療と仕事の両立支援	⑧病気の治療と仕事の両立の促進に向けた取り組み(⑤以外)	
	従業員の心と身体の 健康づくりに向けた 具体的対策	保健指導	⑨保健指導の実施及び特定保健指導実施機会の提供に関する取り組み	
		健康増進・ 生活習慣病予防対策	⑩食生活の改善に向けた取り組み	
			の運動機会の増進に向けた取り組み	
			②受動喫煙対策に関する取り組み (※「健康経営優良法人2019」の認定基準では必須項目とする)	
		感染症予防対策	②従業員の感染症予防に向けた取り組み	
		過重労働対策	母長時間労働者への対応に関する取り組み	
		メンタルヘルス対策	⑤不調者への対応に関する取り組み	
	取組の質の確保	専門資格者の関与	産業医又は保健師が健康保持・増進の立案・検討に関与	必須
4. 評価・改善 取組の効果検証		取組の効果検証	健康保持・増進を目的とした導入施策への効果検証を実施	必須
5. 法令遵守・リスクマネジメント			定期健診を実施していること(自己申告)	必須
			健保等保険者による特定健康診査・特定保健指導の実施(自己申告)	
			50人以上の事業場におけるストレスチェックを実施していること(自己申告)	
			従業員の健康管理に関連する法令について重大な違反をしていないこと(自主申告)	